



279

77

0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5

始



(2) 第八編 解説

「人類學雜誌三ノ八」地表面下三尺程にして單獨に發見せしもの、附近に於ては種々石器等を發見することあるも、該石器發見の局部に於ては、何等石器又は土器の類を發見せざりしといふ。平面彌形をなして磨製、兩端にての長さ七

す五分、幅は中央にて二寸二分、漸次兩端に至るに従つて之を減ぜること、圖に見るが如し。表裏兩面、中央に沿ふて刻痕あつて、石器を内外弧面に分かたり。而して内弧面は鋭利ならざる船刃をなせるに對し、外弧面は半らにして中央部に於いて五分五厘の幅を有す。彫刻は一面にのみあり、方形四個を刻し、これに輪鼓形の文様を凸線に出せり。

支拂の要素、前者に似て而して簡なるは注意すべし。石質砂岩質。

柴田氏、前圖版のものを合せ、其の外形より見て石庵丁の一種となし、文様は石拂又は石冠に似たるものありとせられたり。喜田博士は、之を土版又は岩版の種類と見做し

古代民族の宗教上の對象ならんと認められしといふ。上田三平氏「木部東遺跡」(福井縣史蹟勝地調査報告第一番)

(94) 装飾石器

稍々疑ふべき點あるも、暫く之を探るべし。前二者と形に於いて似たるものあるも、文様は全く趣を異にせり。即

ち之を魚の頭に文の様暗示を得しものとも見るべく、又、石棒に連絡を見て、生殖器文様を象はせるものともなすべし。

(95) 石器

圖版は略ぼ實大に現せり、その象はせしものについては學者に説あるべく、今は只石器時代に於ける自由畫の一として之を紹介すべし。文様に於いて驚くべき發達を遂げし原始民も、自由畫に至つては、この如き種類の域にありしを示すもの、文化史家の方に注意すべきものならん。本遺品について、東北帝國大學の長谷部博士が研究をつまれば、發表の途中にあるといふ。本會は特に博士及所藏者の許を賜て之を本集に飾ることを得たりしなり。

(96) 骨器

本圖版のものについては、故坪井(正)博士、之を詳説せり。同博士「カラフト石器時代遺跡發見の鳥骨管」(東京人類學會雑誌二六三・四)明治四十三年七月、同博士及び石田收藏、野中完一、三太、スヤ河口附近貝塚にて發掘せしもの、約二十一個、僅か二尺四方厚さ一尺に足らざる地域より發見せしといふ。共に鷺の上脣骨より作りしものなるべく、其

(97) 装飾骨器

れ、更に進んで本遺品の年代が推定せられて後に、始めて決じ得べきもの、我が石器時代文様に類品なしとして、以て直ちに之をエスキモー人に求めんとするに、多少の疑惑を挿まざるべからず。

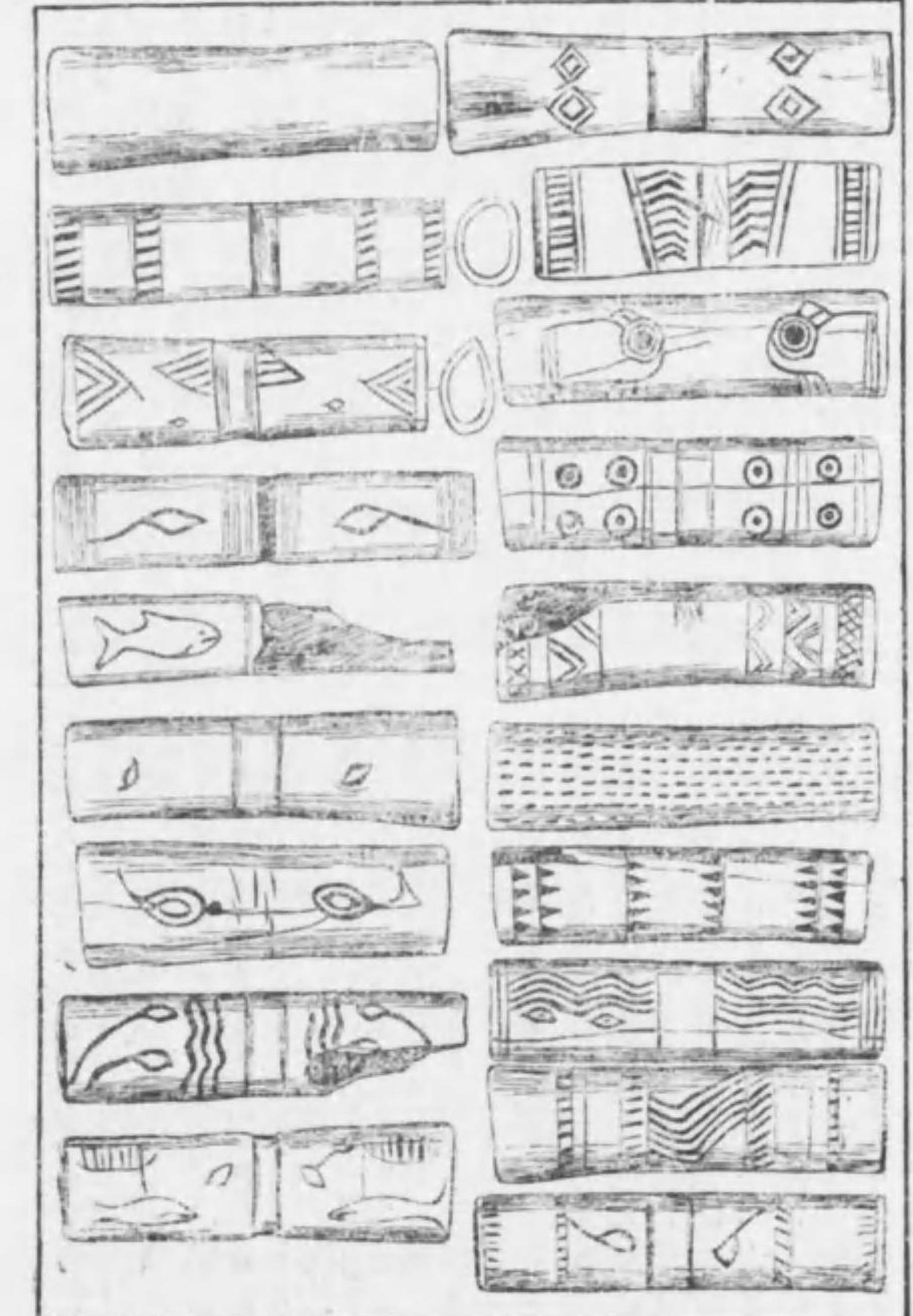
圖版下部左のものは、大型にしてかつ施文の雄なる點に於て學界の注意を惹き來りしもの、陸前國桃里郡宮戸島發見、石器時代の文様に往々見るとろこの双頭蘇手文を大様に刻す、刻縫廣く且つ深くして、其の頭内に彌漫する珠文と共に雄渾の感を與ふ。マンロー氏は其の著「有史以前の日本」に於て、之を頭飾を推定せられしも、専ら腰飾とすべきか。下部は陸前國桃生郡小野村川下り發見、腰飾の一なるべく文様を刻せり。

(98) 装飾骨器

圖版右端のものを大なる釣針とせし學者あるも大野雲外氏「骨器の形式分類」(人類學雜誌三ノ三)、恐らく釣針として用いせられしものに非ざるべく、角の曲りを利用して作りし一種の護符とすべきか、文様は表裏同一要素の文様を刻せり。主文様は中央にあるべく、上縫縫より針に引き來りし縫を急度角を以て下より逆に廻し、一度手をぬき、更に之を横切つて上にはね上げたり。次にその先端に接して、上に一枝縫を出して之を再び右に急にまけて縫をとめ、又同一手法を繰返して、一種の旋轉文を作れり。長

(3) 第八編 解説

長さ皆二寸内外あり、前出論文には詳細なる測定数あり。小口の長径五六分、短徑三四分の稍々扁平形をなせり。圖版上部のものは、銅鉈坊萬藏たりしも、挿圖は發掘品全部(無文一、殘缺一を略す)を描きしもの、貝塚より發見せし繪畫として、最も珍とすべし。今挿圖左部のものを上より數へて1:9、右部を10:19とすべし。多は中央を界線として左右相稱に近く文様又は繪畫を刻せるもの、1は素文、2は斜行梯齒文、3は山形文、4-8-9には共に似たる文様あり、形、柄斗に似たるもの、原意を推知すべからず、5即ち上段右端のものは、觸鱗と見るべく、西村萬次氏は鉈とせられたり。9に至つては、最も興味あるものにして、博士は、これ補鯨の様を示せるもの、鯨の背に突き立ちは鉈なるべく、上に横の如く描けるは、七人を乗せし船と見るべく、鉈の柄の上端より左下に曲線出で、先きに浮袋をつけて鉈の流失を防ぎたりと解せられたり。12はその何を表はせるか、解すべからざるあり、18は中央に川の流れを寫せりと博士は説かれしも、これ亦直ちに承認すべきに非ず。次に其の用途に於ても、博士は種々の假定を提供せられ、更にこの鳥骨管の文様がエスキモーのそれに似たることを指摘して、この遺物を作りし人そのものを暗示せり。されどこれらの推定は、スマヤ貝塚の下限年代が論定せら



四寸二厘、元にて長徑一寸四厘。中央のものは、珠文と山形文を刻し、これに黒色(アスファルトガ)の塗料を以て填充

せるは稀に見る手法といふべきか。先端缺失、長さ二寸六分、元にて長徑五分六厘、二者共に陸奥國西津輕郡館岡村大字龜ヶ島字龜山發見。圖版左は、長さ六寸五分の鹿角に透影せるもの文様拓本を剖展して示せるもの。

(93) 岩盤

岩盤は土盤と性質を同じうせるもの、即ち土偶と相關性を有し、宗教的對象物とせられしものならん。圖版上部のもの、左右は、中央寫眞にて示せるもの、表裏を拓本に示せるもの、羽後國由利郡川内村大字小川發見、現存部長三寸五分、幅下底にて四寸七分。第二段のものも、表裏の拓本及實物寫眞にして、中央のものに示せるが如く、側面にも文様あり羽後國平鹿郡旭村發見、完形せり、長さ三寸四分、幅二寸五分。第三段のものは、陸奥國西津輕郡森田村床舞發見、長さ三寸八分、幅現存部にて一寸七分。第四段は各二個にて表裏を寫眞及拓本にて示せり。右は羽後國北秋田郡七座村麻生發見、略ぼ完形せり、長さ三寸、幅一寸八分。左は下總國猿島郡駒木臺發見、現存部にて長さ一寸六分、幅下底にて二寸三分。

(5) 第八編解説

石棒は、其の大きさに於いて區々たるが如く、其の用途も決して一途には非ざるべし。或は掲棒として用ひられしものあらん、或は一種の宗教的對象物として作られしものあらん。又或は、南洋土人の間に行はるゝが如く、男子の表象として用ひられ、夜間好める女子の許に通ふ時之を携へて暗夜にも之を掲らしめて女子に己なることを推知せしむといふが如き用に用ひられしものもありしならん。而して石棒は其の頭部に、往々文様を刻せり。本圖版のものは、大體その施文の尤なるものを採れり。

中央寫眞のものは、裝飾石棒の大體を知るべく示せり。鈴木審也氏藏。圖版右部上より數へて 1 2 3 4 5、左部を 7 8 9 10(横並びのものは右より數ふ)とすべし。1は現存部長さ六寸六分、頭の長徑一寸二分、發見地未詳のもの、頭側面の文様にして、2は頭頂部、3 4は陸奥國西津輕郡森田村床舞發見のもの、頭表裏を示せるもの、石棒の長さ六寸二分。5は陸中國米澤郡根岸村發見のもの、頭部側面文様、文様は中央に十字を刻し、其の四隅及上部に、略ぼ反對對稱に蕨手文を刻せり。石棒は現在部にて長さ約六寸。8は寫眞にて示せる石棒先端の文様、9 10は常陸國稻敷郡

(6)

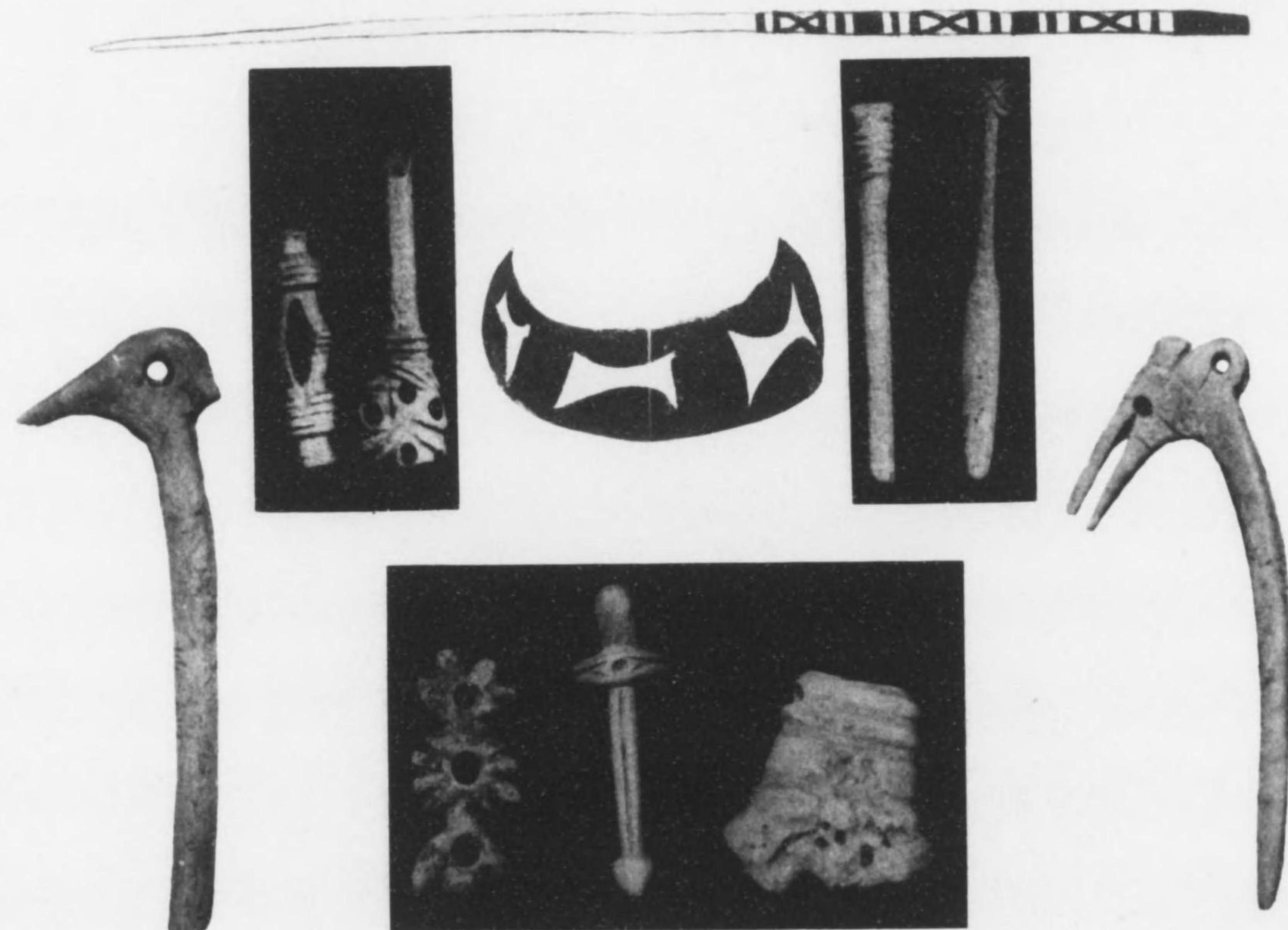
第八輯解説

葦崎村大字上岩崎發見の完形せる石棒先端及これに近き部分の文様を示せるもの、11は軸部の文様にて、針行櫛齒文及び山形文を刻せり。

(100)

石 棒

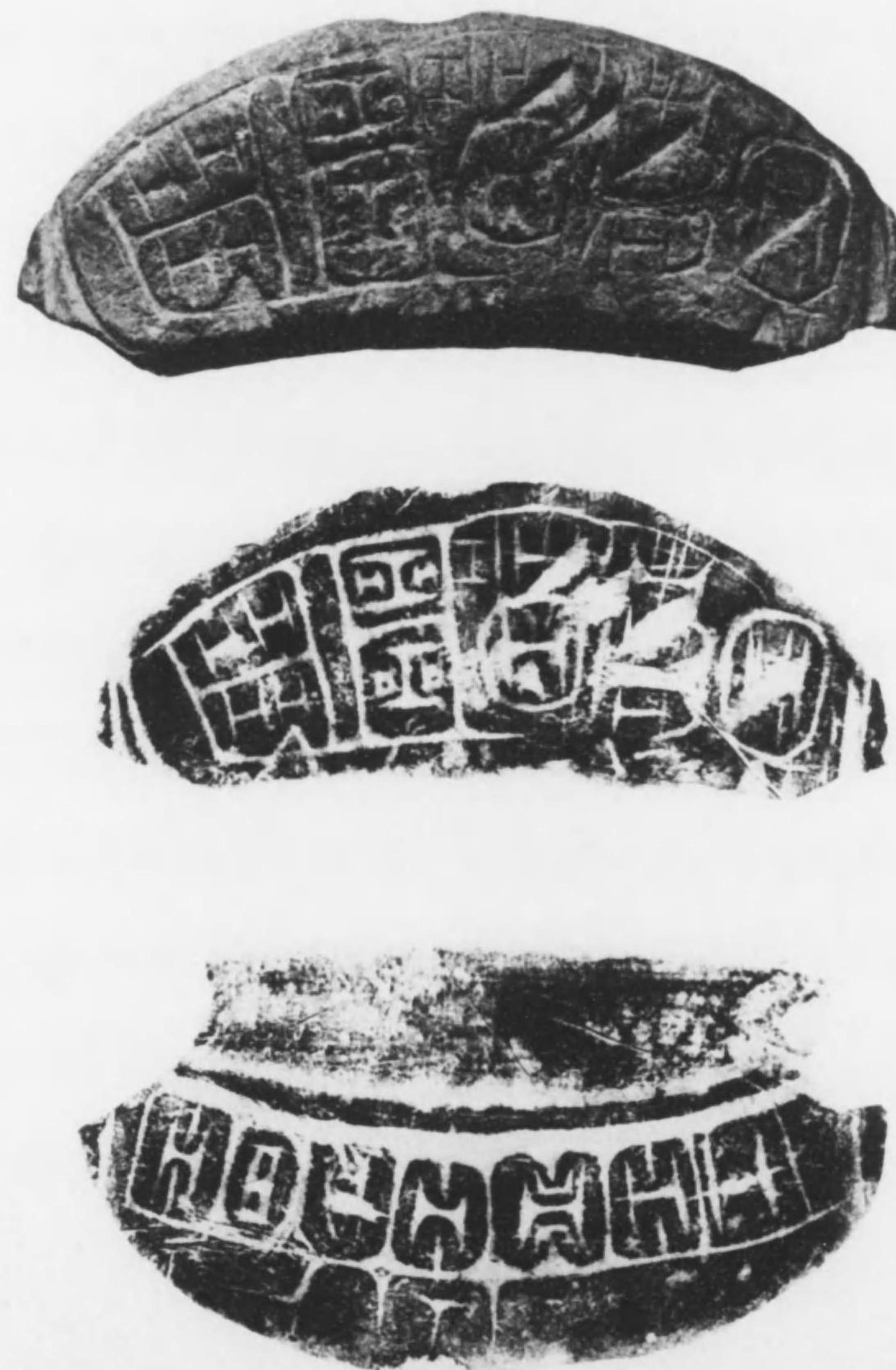
圖版上部を右より123、下部を456とすべし。1は常陸國相馬郡文間村發見、2は下總國千葉郡椎名村小金澤六通、3は武藏國豐多摩郡杉並村發見。4は下總國北相馬郡小文間村、5は下總國千葉郡椎名村小金澤字六通發見、6は陸中國曠澤郡佐倉河村字杉ノ堂發見。



(藏所氏幸真羽上·即次養蓀齋及學大國帝北東)

器 石 飾 裝
(見登部木字大村郡木郡牛板國前越)

92



(藏所都學文學大國帝都京)

器 石 飾 裝
(見發尚田字大村平郡波頃東國中越)

93



器 石 飾 裝
(見發水冷字村野邊上郡或石國城築)

94



墨 石
(見發下川村野小露生機國前薩)

95



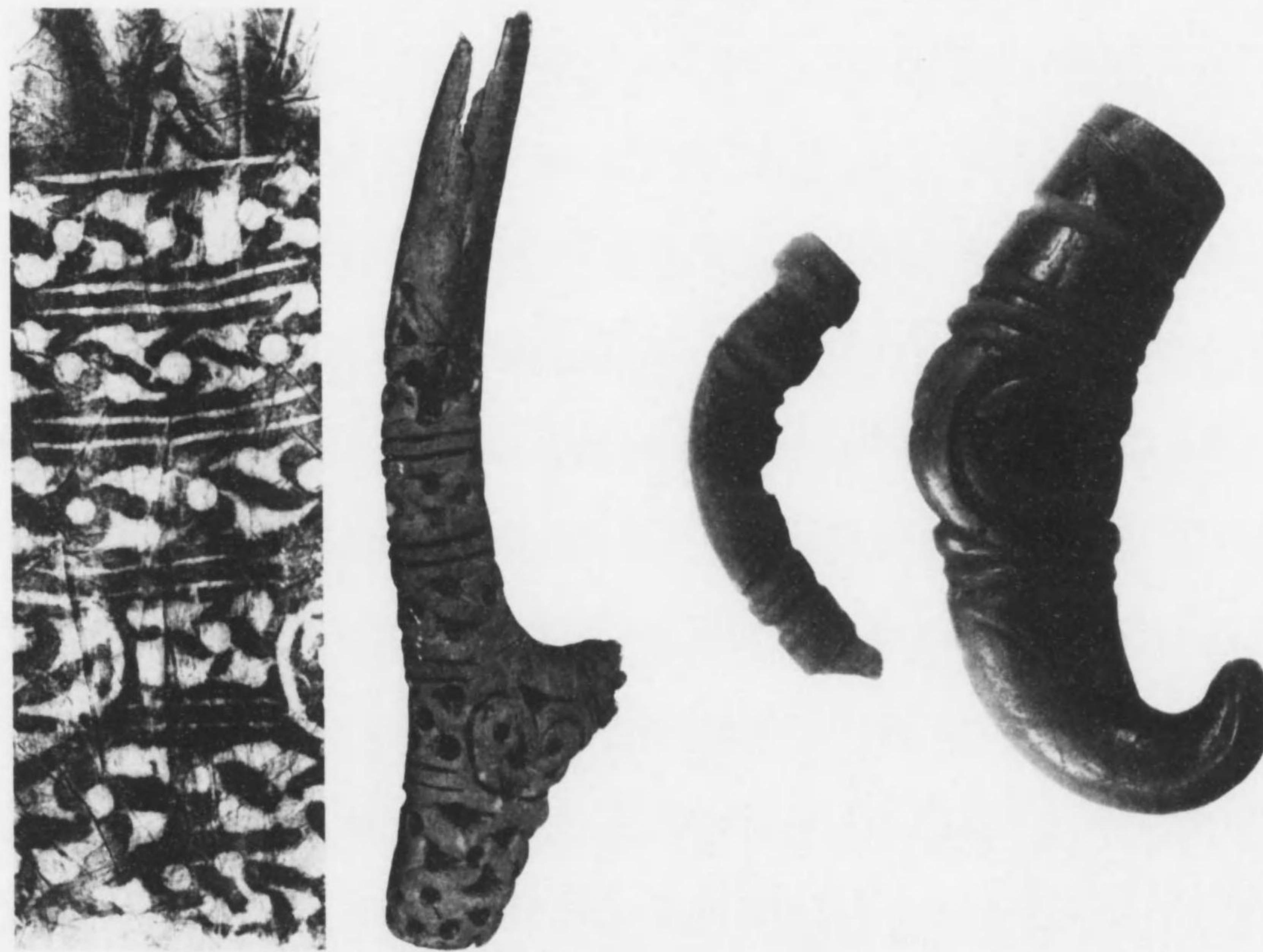
器 骨

96

(原發島戶官府陸下 塑瓦等太拂上)



(藏所會濟共鄉下 氏齒賴川德爵侯上)



(藏所氏倫細川徳善侯及館物博室京東)





石 棒



(東京帝室博物館藏 下 真臘上)

